

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の住所変更の届出…………… (農業支援課)	1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	1
○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課)	1
○道路の供用の開始…………… (道路課)	2
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	2
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正……………	2
○特定調達契約に係る入札の公告……………	2
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2 件) ……………	3
道人事委員会規則	
○北海道人事委員会規則の整理に関する規則……………	4
道人事委員会訓令	
○北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令……………	9
道人事委員会告示	
○職員の任用の方法及び手続に関する規則施行規程の一部改正……………	9

告 示	
北海道告示第148号	
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、新十津川土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。	
平成22年 3 月 2 日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
理事・監事の別 氏 名 住 所	
変 更 前 変 更 後	
理 事 嶋 谷 一 俊 樺戸郡新十津川町字総進41番地13	樺戸郡新十津川町字総進1350番地
北海道告示第149号	

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年 3 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 川上郡弟子屈町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、弟子屈町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 弟子屈町 (次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 川上郡弟子屈町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、弟子屈町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第150号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 旭川圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・7号 旭町通	旭川市旭町 1 条 3 丁目	旭川市旭町 1 条 21 丁目	旭川市旭町 1 条 11 丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 士別都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・9号 西大通	士別市西 4 条 北 7 丁目	士別市西 4 条 8 丁目	士別市西 4 条 5 丁目
同	3・3・14号 南郷通	士別市東 4 条 15 丁目	士別市南士別 町	士別市大通西 15 丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 美深名寄線	名寄市字智恵文1907番 2 地先から 同市字智恵文5563番地先まで	平成22. 3. 2

北海道告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 貰人姉別原野線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
厚岸郡浜中町大字後静村字姉別原野305番109 地先から根室市西厚床209番 1 地先まで	前	20.00mから 26.25mまで	1,803.31m	—
	前	10.00mから 48.00mまで	1,722.52m	—
	後	10.00mから 48.00mまで	1,722.52m	—

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第 8 号

平成22年北海道石狩支庁告示第 7 号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月 2 日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

1 の(1)のアの事項中「6 台」を「5 台」に改める。

3 の(1)のアの事項中「同月23日」を「同年 3 月 5 日」に改める。

11 の A の a の事項中「Lease of Car 6」を「Lease of Car 5」に改める。

北海道十勝支庁告示第40号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年 3 月 2 日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車の賃貸借（1 台） 一式（1 月当たりの単価）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

- (3) 契 約 期 間 平成22年 5 月10日から平成25年 4 月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成22年3月2日から同月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁地域振興部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝支庁地域振興部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階A会議室
（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課）
- (2) 入 札 日 時 平成22年3月26日（金） 午後3時30分
（送付による場合は、同月25日（木）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の告示

平成21年5月29日付け北海道十勝支庁告示第66号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量110グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道十勝支庁のホームページの入札等の情報（<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155-27-8508

11 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured :
Lease of a Car 1 set
- B. Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., March 26, 2010
(If mailed, bids must arrive no later than March 25, 2010)
- C. Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Tokachi
Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido,
080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

北海道十勝支庁告示第44号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年3月2日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車 1台
- 2 落札を決定した日
平成22年2月15日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 トヨタカローラ帯広株式会社
 - (2) 住 所 帯広市大通南2丁目1番地
- 4 落札金額
1,010,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年1月19日付け北海道十勝支庁告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課
 - (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道十勝支庁告示第45号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年3月2日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車 1台
- 2 落札を決定した日
平成22年2月15日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 トヨタカローラ帯広株式会社
 - (2) 住 所 帯広市大通南2丁目1番地
- 4 落札金額
1,260,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年1月22日付け北海道十勝支庁告示第10号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成22年3月2日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則1－11

北海道人事委員会規則の整理に関する規則

（規則の分類の一部改正）

第1条 規則の分類（北海道人事委員会規則1－0）の一部を次のように改正する。

本則中「申立」を「申立て」に改める。

（北海道人事委員会議事規則の一部改正）

第2条 北海道人事委員会議事規則（北海道人事委員会規則2－0）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「規定することを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第7条の見出しを「（雑則）」に改める。

（勤務条件に関する措置の要求規則の一部改正）

第3条 勤務条件に関する措置の要求規則（北海道人事委員会規則11－0）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条第1項中「これを」を削り、同条第2項第1号中「氏名。」を「氏名」に改め、同項第2号中「措置。」を「措置」に改め、同項第3号中「理由。」を「理由」に改め、同項第4号中「概要。」を「概要」に改める。

第3条中「すすめる」を「勧める」に改める。

第4条中「写」を「写し」に改める。

第5条の見出し中「取下」を「取下げ」に改める。

第6条の見出し中「打切」を「打切り」に改め、同条中「因り」を「より」に改める。

第7条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条中「写」を「写し」に改める。

（北海道職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

第4条 北海道職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（北海道人事委員会規則12－

0)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「の規定」を「第2条第3号の規定」に、「関し、規定することを目的とする」を「ついて定めるものとする」に改める。

第2条中「規定により」を削り、「場合とは」を「場合は」に改める。

(職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正)

第5条 職員の営利企業等の従事制限に関する規則(北海道人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「受くべき」を「受けるべき」に、「規定することを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条の見出し中「受くべき」を「受けるべき」に改め、同条中「に規定する任命権者の許可を受くべき」を「の人事委員会規則で定める」に改める。

第3条中「いずれかに該当する場合を除きかつ」を「いずれにも該当しない場合であつて」に改め、同条第3号中「ふさわしからぬ」を「ふさわしくない」に改める。

(北海道人事委員会傍聴規則の一部改正)

第6条 北海道人事委員会傍聴規則(北海道人事委員会規則11-2)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条第1項中「申し出で」を「申し出て」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、同条第3項中「係員」を「職員」に改める。

第3条第2号中「みだし」を「乱し」に、「なす」を「行う」に改め、同条第3号中「批評を加え」を「批評を加え、」に改め、同条第4号中「けんそう」を「けん騒」に改める。

第5条中「実施について」を「口頭審理又は会議の傍聴に関し」に改める。

(北海道職員等の分限に関する規則の一部改正)

第7条 北海道職員等の分限に関する規則(北海道人事委員会規則11-3)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条中「また同様」を「、同様」に改める。

第3条第1項中「作製」を「作成」に改める。

第5条中「写」を「写し」に改める。

第7条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「実施」を「施行」に改める。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の一部改正)

第8条 職員の懲戒の手続及び効果に関する規則(北海道人事委員会規則11-4)の一部を

次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「条例の」を「同条例の」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条中「また同様」を「、同様」に改める。

第5条中「写」を「写し」に改める。

第7条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「実施」を「施行」に改める。

(北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第9条 次に掲げる規則の規定中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(1) 北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則(北海道人事委員会規則2-5)第7条第2項

(2) 管理職員等の範囲を定める規則(北海道人事委員会規則14-1)第2条
(受託団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第10条 受託団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則(北海道人事委員会規則14-2)の一部を次のように改正する。

本則中「これに対応する同表右欄」を「同表の当該右欄」に改める。

(北海道人事委員会聴聞規則の一部改正)

第11条 北海道人事委員会聴聞規則(北海道人事委員会規則14-26)の一部を次のように改正する

第8条第3項中「おいては、第2条第1項」を「おいて、同規則第2条第1項」に、「第4条第1項」を「同規則第4条第1項」に、「第4条第2項」を「同条第2項」に改める。

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第12条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(11-17)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「前項」の次に「の規定により審査請求書」を加える。

第55条中「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第66条中「第3項」を「第3項まで」に、「第6条第3号」を「同条第3号」に改める。

第68条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

(北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正)

第13条 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則(北海道人事委員会規則2-45)の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項第47号中「第3条及び第9条」を「第2条及び第5条」に、「第12条第1項本文」を「同規則第8条第1項本文」に改める。

(職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部改正)

第14条 職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6－0）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この規則の目的」を「趣旨」に改め、同条第1項中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条中「定が」を「定めが」に改める。

第7条、第8条及び第10条中「次の各号」を「次」に改める。

第13条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同条第2項中「前項の」を削る。

第14条第1項及び第16条中「次の各号」を「次」に改める。

第25条第2項中「前項の」を削る。

第26条第1項中「第31条」を「第31条第1項」に改める。

第29条中「次の各号」を「次」に改める。

第30条中「すみやかに」を「速やかに、」に改める。

第31条第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第36条第2項中「すみやかに」を「速やかに、」に改め、同条第3項中「てっ回され」を「撤回され」に改める。

第37条中「やむ」を「止む」に改め、同条第3号中「異って」を「異なつて」に改める。

第38条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「実施」を「施行」に改める。

（職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部改正）

第15条 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6－6）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

（職員の定年等に関する規則の一部改正）

第16条 職員の定年等に関する規則（北海道人事委員会規則6－11）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「平成」を削り、「北海道人事委員会委員長 氏 名 様」を「北海道人事委員会委員長 様」に、「（任命権者） 職氏 名 図」を「（任命権者） 図」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則の一部改正）

第17条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則（北海道人事委員会規則16－0）の一部を次のように改正する。

第3条第5項ただし書中「次の各号」を「次」に改める。

（北海道職員等の旅費支給規則の一部改正）

第18条 北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7－6）の一部を次のように

改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「実施について」を「施行に関し」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条の2の見出し中「旅行取消」を「旅行取消し」に改め、同条第1号中「払いもどし手続」を「払戻し手続」に、「払いもどしを」を「払戻しを」に改める。

第3条第2号中「免かれた」を「免れた」に改める。

第5条第1項中「次の区分」を「次の各号に掲げる区分」に改め、同項第1号中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同項第3号中「北海道道路料程表（昭和54年北海道告示第3438号）」を「北海道道路キロ程表（昭和45年北海道告示第365号）」に、「足る」を「足りる」に改め、同条第2項中「当該各号」を「これら」に、「前項第3号後段」を「同項第3号後段」に改め、同条第6項中「前5項」を「前各項」に改める。

第6条中「足る」を「足りる」に改める。

第7条第1項中「次」の次に「の各号に掲げる場合」を加える。

第8条の3中「次の各号」を「次」に改める。

第8条の5中「同項同号」を「同号」に改める。

第8条の7中「そのつど」を「その都度」に改める。

別表第2及び別表第3中「平成」を削る。

別表第4中「足る」を「足りる」に改める。

（北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第19条 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第4条中「次の各号」を「次」に改める。

第8条第1項中「同項」を「条例第17条第1項」に改める。

第13条第1項中「当該右欄」を「同欄」に改め、同項ただし書中「こととなる同表右欄」を「こととなる同欄」に改める。

別記様式その1、その2（備考を除く。）及びその3（備考を除く。）中「平成」を削る。

（北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第20条 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－28）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条第1項ただし書中「次の各号」を「次」に改め、同条第5項中「あるのは」を

「あるのは、」に改める。

別記様式その１、その４、その５、その６の１（備考を除く。）及びその６の２（備考を除く。）中「平成」を削る。

（北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第21条 北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則７－29）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第８条第１項中「、及び」を「及び」に改め、同条第２項中「第１項」を「前項」に改める。

別記様式その１（備考を除く。）、その２の１（備考を除く。）及びその２の２（備考を除く。）中「平成」を削る。

（船員等の旅費の支給に関する規則の一部改正）

第22条 船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則７－85）の一部を次のように改正する。

第１条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第３条第１項中「定けい港」を「定係港」に、「てい泊し」を「停泊し」に、「けい留される」を「係留される」に、「船員法第１条第２項第２号の港の区域の特例に関する政令」を「船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令」に改め、同条第２項中「二以上」を「２以上」に、「一が」を「いずれかが」に改める。

第６条第２項中「または」を「又は」に改める。

第７条第２項及び別表第２中「定けい港」を「定係港」に改める。

（初任給調整手当に関する規則の一部改正）

第23条 初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則７－137）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第２条第１項中「に規定する」を「の人事委員会が定める」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第２項及び第３項中「に規定する」を「の人事委員会が定める」に改める。

第３条及び第４条中「次の各号」を「次」に改める。

第７条中「15年」を「、15年」に改める。

第９条中「本条」を「この条」に改める。

（北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部改正）

第24条 北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則７－180）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第２条第２号中「北海道職員等の給与に関する条例」を「北海道職員の給与に関する条例」に改める。

第５条中「次の各号」を「次」に改める。

第６条中「同条同項第２号」を「同項第２号」に改める。

第７条中「１月）」を「、１月）」に改める。

第７条の２中「第２号後段」を「第２号ただし書」に、「第４条及び第７条」を「同条及び前条」に改める。

第８条中「次の各号」を「次」に改める。

（給料の調整額に関する規則の一部改正）

第25条 給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則７－188）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

（給与の支払監理に関する規則の一部改正）

第26条 給与の支払監理に関する規則（北海道人事委員会規則７－214）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第６条中「とる」を「執る」に改める。

（農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正）

第27条 農林漁業普及指導手当に関する規則（北海道人事委員会規則７－232）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第28条 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則７－267）の一部を次のように改正する。

第１条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第３条第２項中「前条第２項」を「同条第２項」に、「同条例」を「道職員勤務時間等条例」に改める。

（給与の支給に関する規則の一部改正）

第29条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則７－280）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「足る」を「足りる」に改める。

第10条の2第1項中「たる」を「である」に改める。

第14条第1項中「当該各条に規定する病気休暇が次の各号」を「次」に改める。

第34条第2項中「足る」を「足りる」に改める。

別表第1中「そのつど」を「その都度」に改める。

別記第1号様式中「（平成）を「（ ）に、「平成」を「____」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「平成」を削る。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第30条 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。

第3条中「たる」を「である」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「同様」を「、同様」に改める。

第4条第1項中「たる」を「である」に改める。

第5条第2号中「及び」を「又は」に改める。

第8条第1項中「、次項」を「、同項」に改め、同条第5項中「これらの号」を「これらの規定」に改める。

第16条の2第4項中「これらの項」を「これらの規定」に改める。

第17条第1項、第17条の2第1項第1号及び第19条第1項中「たる」を「である」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「平成」を削る。

（宿日直手当に関する規則の一部改正）

第31条 宿日直手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-285）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

別記様式中「平成」を削る。

（住居手当に関する規則の一部改正）

第32条 住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-354）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「たる」を「である」に改める。

第3条、第4条第1項、第6条第1項及び第8条第1項中「たる」を「である」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「平成」を削る。

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第33条 給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則7-404）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第3条第1項中「以下」の次に「これらを」を加え、同条第2項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第4条第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第8条第2項中「医療職給料表（」及び「をいう。）」を削る。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第34条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。）」を「及び警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表」に改める。

第19条第1項中「の表」を削る。

第35条第6項中「第1項から前項まで」を「前各項」に改める。

第37条中「これらの項」を「これらの規定」に改める。

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第35条 単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第7号中「たる」を「としての」に改める。

第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項中「たる」を「である」に改める。

第11条第1項中「たる」を「である」に改め、同条第2項中「足る」を「足りる」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「平成」を削る。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第36条 管理職員特別勤務手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-791）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

別記第1号様式（記入上の注意を除く。）及び別記第2号様式中「平成」を削る。

（医療職給料表の適用を受けることとなる警察職員の給料の切替えに関する規則の一部改正）

第37条 医療職給料表の適用を受けることとなる警察職員の給料の切替えに関する規則（北海道人事委員会規則7-1136）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。	員長 様」に、「（任命権者） 職 氏 名 ㊦」を「（任命権者） ㊦」に改める。 別記第2号様式中「（任命権者） 職 氏 名 様」を「（任命権者） 様」に、「北海道人事委員会委員長 氏 名 ㊦」を「北海道人事委員会委員長 ㊦」に改める。 別記第3号様式及び別記第4号様式中「北海道人事委員会委員長 氏 名 様」を「北海道人事委員会委員長 様」に、「（任命権者） 職 氏 名 ㊦」を「（任命権者） ㊦」に改める。 別記第5号様式中「（任命権者） 職 氏 名 様」を「（任命権者） 様」に、「北海道人事委員会委員長 氏 名 ㊦」を「北海道人事委員会委員長 ㊦」に改める。 別記第6号様式中 「第二次試験 年 月 日」を「第二次試験 年 月 日 第三次試験 年 月 日」に改める。 別記第8号様式及び別記第9号様式中「北海道人事委員会委員長 氏 名 様」を「北海道人事委員会委員長 様」に、「（任命権者） 職 氏 名 ㊦」を「（任命権者） ㊦」に改める。
道 人 事 委 員 会 訓 令	
北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成22年3月2日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会訓令第1号 北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 北海道人事委員会事務局文書管理規程（平成10年北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第1条の見出しを「（趣旨）」に改める。 第4条第3項中「総務審査課総務係長」を「総務審査課主査」に改め、「者」の次に「のうち総務審査課長が指名する者」を加える。 第8条第3項、第9条及び第13条第1項中「主管係」を「主務課」に改める。 第17条中「、処理」を「処理」に改め、「、併せて」削る。 第20条第2項ただし書中「場合は」を「場合は、」に改める。 附 則 この訓令は、平成22年3月2日から施行する。	
道 人 事 委 員 会 告 示	
北海道人事委員会告示第5号 昭和61年北海道人事委員会告示第1号（職員の任用の方法及び手続に関する規則施行規程）の一部を次のように改正する。 平成22年3月2日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。 第3条第2項第1号から第3号まで及び第6条中「あつては」を「あつては」に改める。 第7条及び第8条中「もつて」を「もって」に改める。 別記第1号様式中「北海道人事委員会委員長 氏 名 様」を「北海道人事委員会委員長 様」に改める。	

